令和８年（フ）第１７６８号
千葉県市川市東菅野４丁目28番２号　（マーガレットハイツ101）
債務者　大槻　省悟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８９号
千葉県八千代市八千代台南１丁目19番７号　モアハイツ１－Ｈ
債務者　袴田　　博
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７７３号
大阪府吹田市原町２丁目14番24号　(303)
債務者　井上　耕二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８３号
大阪市港区市岡１丁目19番２号　エスポワールＩ　301号
債務者　菅　　和子（旧姓松田・林）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３３号
大阪府大東市諸福６丁目３番15号　トワメゾン302号
債務者　岡村　孝広
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５８号
大阪府守口市佐太中町６丁目52番８号、前住所大阪市旭区大宮１丁目４番７号
債務者　松山　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００５号
大阪市住吉区我孫子東１丁目６番４－208号
債務者　藤巻　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２９号
大阪市港区磯路２丁目22番20－205号、前住所和歌山県田辺市文里２丁目17番９－１号
債務者　遠藤　麻希
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６５号
大阪市生野区巽北３丁目11番11号　メゾン北巽　402
債務者　亀谷　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７０号
大阪市城東区永田１丁目２番８－1006号
債務者　梅ノ井奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８３号
大阪府枚方市西牧野２丁目６番９－22号
債務者　渡邉　公彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２３号
大阪市住吉区遠里小野１丁目９番２号　アビコハイツ　102号、前住所大阪市住吉区遠里小野５丁目10番35号
債務者　加藤　梨世（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３２号
大阪府枚方市高田２丁目２番12号、前住所大阪府門真市垣内町15番７号　ヴァンベール垣内107号
債務者　榎本　梨沙（旧姓杉本）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５３号
大阪府門真市向島町13番30号
債務者　市川　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７５号
大阪府東大阪市足代南１丁目６番10号　コーポサンクス　101号
債務者　山田　栄治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８０号
大阪市西成区北津守４丁目８番16号　ハイツレスト21　203号
債務者　上原　健一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９１号
大阪市浪速区難波中３丁目16番11－307号
債務者　重田菜都乃（旧姓石村）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部